

令和3年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和3年 7月 30日(金) 午後1時から午後4時まで	
開催場所	南あわじ市役所 本館3階 304・305 会議室	
出席委員(職業)	委員長 滝 明良(元公正取引委員会 九州事務所長) 委員 潮崎 征功(公認会計士) 委員 富本 和路(弁護士)	
事務局出席者	木田総務企画部長 田村財務課長 安富係長(財務課) 榎本主査(財務課)	
関係課出席者	〔教育総務課〕森山課長、廣瀬副課長 〔建設課〕土井課長、彦坂係長 〔下水道課〕新地課長、大瀨係長 〔農地整備課〕高田係長、桑川主査、岡内主事 〔環境課〕堀課長、清水係長	
議事概要	<p>1. 開会</p> <p align="center">委員長職務代理あいさつ</p> <p>2. 抽出期間における入札概要について</p> <p align="center">審議対象期間における入札及び契約状況の報告</p> <p>3. 議事案件</p> <p align="center">抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議</p> <p align="center">※詳細については、別紙 会議録のとおり</p> <p>4. その他</p> <p> 1. 低入札価格調査制度について</p> <p> 2. 次回委員会開催日程について</p> <p align="center">※詳細については、別紙 会議録のとおり</p> <p>5. 閉会</p>	
審議対象期間	令和3年1月1日から令和3年3月31日まで	
制限付一般競争入札	1件	対象件数 7件
公募型一般競争入札	1件	
指名競争入札	4件	
随意契約	1件	
委員会からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回答等
	別紙 会議録のとおり	別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

令和3年度 第1回入札監視委員会議事案件一覧

	入札執行日	担当課	執行方法	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと
1	-	教育総務課	随意契約		GIGAスクール構想実現のための環境整備業務(第2次)	案件の概要はどのようなものか。1者随契となったのはどのような理由が考えられるか。
2	1月25日	建設課	指名	合特補第6号	潮美台地区 舗装修繕工事	指名10者中7者の辞退は多いと思うが、どのような理由か。辞退者が多いのは一般的な傾向か。
3	1月26日	下水道課	一般	特環第2-11号	松帆・湊浄化センター汚泥脱水設備工事	1者応札で落札率も比較的高いが、どのような理由が考えられるか。
4	1月25日	農地整備課	指名	2災第242-1・2・7号	農地災害復旧工事	案件の概要はどのようなものか。比較的低落札率で落札されているが、他の類似案件と比べて違和感のないものか。
5	1月25日	農地整備課	指名	2災第242-14・15号	農地災害復旧工事	指名8者中4者辞退、1者未提出であるが、どのような理由か。最低制限価格未満による失格1者がある中で、落札率100%での落札には違和感があるが、どのような理由が考えられるか。
6	1月25日	環境課	指名	環境産廃第2-11号	令和2年度 産業廃棄物最終処分場施設維持造成工事	指名9者中6者が辞退であるが、どのような理由か。辞退者が多いのではないか。最低制限価格でのクジ引きでの落札には違和感があるが、どのような理由が考えられるか。
7	2月4日	環境課	一般	環境清掃第2-26号	下水放流施設建設工事	1者応札で落札率も比較的高いが、どのような理由が考えられるか。

令和3年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

1 抽出期間における入札概要について

入札概要説明

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員長) ありがとうございます。こちらの内容について何かありますでしょうか。なければ個別案件に移らせていただきます。

2 議事案件

1. GIGA スクール構想実現のための環境整備業務（第2次）（教育総務課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) ありがとうございました。本件は高額な案件でありながら1者随契ということになっているので、その辺の事情を確認したくて抽出させていただきました。事務局の説明で大体的ことは分かったのですが、当初プロポーザル方式で業者選定されたということで、その際の決め手になったポイントはどのようなところにあったのでしょうか。

(担当1) 保守の条件など色々な違いがありましたが、一番大きかったのが、1ヶ月に1人が使える通信容量でした。指名した3者のうち2者に参加していただいたのですが、1者は通信容量が3ギガだったのに対してもう1者が20ギガということで、約7倍ぐらいの通信容量を提示いただいたのが大きかったと思っております。

(委員長) プロポーザル方式で選ばれている段階では、どのように経済性を図っているのでしょうか。それは業者が決まってからになるのでしょうか。

(担当課1) 契約金額の上限額は、プロポーザル実施の段階で示させていただいて、いずれの業者提案もその中に収まっていました。なお、金額については業者選定の決め手になるほどの差がなく、先ほど申し上げた通信容量の差が大きかったです。学校に導入する限りは、学習機会の保障など子供達に有効に使って欲しいということ考えた時に、通信容量というのは大きな要素の一つであると考えました。

- (委員長) 導入してから、通信容量を増やすのは大変ですよ。分かりました。この機器はそれなりに汎用性のあるものだと思うので、調達段階で機器を別途調達して、機器がすでにあることを前提とした通信業者の選定というのはいかないのでしょうか。我々が携帯電話を買う場合も通信回線とセットなので難しいかなと分かっているのですが、金額規模も大きい業務であったため、そういう検討もされているかとお聞きしました。
- (担当課 1) タブレットについて学校内での活用もあり、プロポーザルの中でも校内の通信に関してはある程度担保いただけることになっています。一方、持ち帰っての利用も想定されている中で、市内様々な場所で使われるとどうしても通信の弱いケースが出てくることもあり、その時に機器と通信回線を一体的に導入していることで速やかに解決できると考えました。
- (委員長) 分かりました。他にありませんか。
- (委員 2) 最初に児童生徒の3分の2のタブレットを導入した時の価格が基準となっていて、第2次に残りの3分の1を導入されたかと思うのですが、その際に金額交渉されたのか教えていただけますか。
- (担当課 2) 基本的には、1次の時に導入したものと同一条件・同一金額となっています。ただし、充電用のキャビネット導入や、ギガスクールサポーターという研修に回るサポーターの配置などは、1次の方にのみ含んでいますので、それらを除いた部分で同一条件となります。
- (委員 2) 2次の金額が1次の金額の2分の1より若干下がっていた理由はそこにあったのですか。分かりました。次に、広田小中学校は洲本市と合同プロジェクトでされているようですが、そうなった経緯を教えてくださいませんか。
- (担当課 1) 広田小中学校については、南あわじ市・洲本市組合立となるので、他の市立の学校とは設置者が異なります。ただし、市内にある小中学校ということで、基本的には同一条件になるように教育環境の整備をしております。
- (委員 2) 洲本市と南あわじ市の特別試験区のような扱いになって、両市がそこで何か取組みを行っているのですか。洲本市は淡路市とも隣接しておりますが、淡路市とはこういった合同プロジェクトはやっておられません。この違いについて教えてくださいませんか。
- (担当課 1) 洲本市と合同というか、広田小中学校の設置者である組合については、構成市が南あわじ市と洲本市となっています。洲本市に住んでいる方でも広田小中学校の方が近いという方がいらっしゃるの、広田小中学校の校区

潮美台地区 舗装修繕工事（建設課）

の一部に洲本市が入っていますが、学校の運営や備品整備する時は、基本的に市立の小中学校と同じ条件としています。

(委員 2) 分かりました。私からは以上です。

(委員長) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

2. 潮美台地区 舗装修繕工事（建設課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) それでは私から質問させていただきます。辞退者が多い点について、辞退理由がそれぞれ示されていると思いますが、どのような理由が多いのでしょうか。

(担当課 1) 辞退の理由につきましては、工期内に完了させることができない、技術者の配置が難しい、手持ちの工事が多くて受注困難、といったものになっておりました。

(委員長) 工期が短いというのは、客観的に見てもそうなのでしょうか。工期の相場があったとしてですが。

(担当課 2) その点については標準工期ということで、基準書等に基づいて工期を設定させていただいているのですが、1 回目の 12 月の入札時には令和 2 年度災害等の発注が多く、仕事の重複等考慮した時に工期内完成が難しいという理由での辞退が出てきたのかなと思います。2 回目となる 1 月の入札については、年度内の完成というところで標準工期よりも少し短めになり、工期内完成が難しいという理由が多くなったのかとは思いますが。

(委員長) 工事の必要性がいつ出るか、というのは予定ができないところもある程度やむを得ないところではありますが、発注タイミングの調整は難しいものなのでしょうか。

(担当課 2) 本件は住宅地内の工事となり、自治会といつ頃がいいのかの調整も必要ですし、地区内には中学校もございますのでその辺を加味して適切な時期を調整すると、ある程度限られてしまうことになります。

(委員長) 辞退者が少なければそれだけ競争性が高くなり、不調も防げるし経済性も得られると思うので、できるだけ辞退は少ない方がいいなと思います。色々工夫をして、そうなるように努めていただけたらありがたいです。私からは以上です。

(委員 2) 私から、この工事に限らないのですが、不落不調について聞かせてくださ

松帆・湊浄化センター汚泥脱水設備工事（下水道課）

い。今回の対象である令和3年1月から3月では入札執行件数が37件あり、不落不調が8件、ということで21.6%が不落不調に終わっています。2年前、平成31年の1月から4月までですと入札執行件数が59件に対して不落不調が13件、率にすると22%とほぼ同じ率になります。一方、令和元年の5月から8月までで見ると、入札執行件数が107件に対して不落不調は14件、率にすると13%と半減しております。年度を超えてしまうと、不落不調に終わる件数がぐっと下がるように見えるのですが、年度末工事については不落不調になる傾向が強い理由を教えてください。

(担当課 2) 年度末に工事を発注する場合、年度内での完成を目指した時に十分な工期が取れないというところと、工事業者も今受注している工事を年度内に完成をしなければならないため新たな受注を手控える、というのが実情かと思えます。そして、年度内に工事が済んだ状態であれば、年度始めに次の受注ができるということになります。

(委員 2) 分かりました。

(担当課 1) 本工事につきましては、まず地区の方から修繕要望箇所の提示がありました。その後、市の担当者と自治会の方で修繕工事をする場所を決定し、図面を書いて、積算して発注するという流れとなります。先ほど話があったように工事可能な時期も限られていますが、修繕箇所の確定をできるだけ早めにするなどして年度末近くを避けられた可能性もあるので、今後は発注時期を考慮した業務の進め方を心掛けていきたいです。

(委員 2) なるほど。住民の方からの苦情陳情を十分聞く、というのも必要なことでしょうし、そのバランスが難しいと感じました。私からは以上です。

(委員長) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

3. 松帆・湊浄化センター汚泥脱水設備工事（下水道課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) 本件は結構高額な案件となりますが、1者応札となっていました。複数業者の参加があれば、そこに競争が生まれるのでその方が好ましいと思うのですが、なぜ1者しか応札しなかったのでしょうか。参加資格を満たす業者が他にもいるのかどうかも含めて、考えられる理由があれば教えてください。いただきたいと思えます。

(担当課 1) この工事の主要機器である回転加圧脱水機というのは、1者が独占してい

るものではなく複数の業者が取り扱っているものであり、参加業者を制限するようなものではありません。設計書作成の際にも、8 者に見積徴収を依頼し、そのうち7 者から回答がありました。それに基づき設計されておりますので、1 者しか参加できないというものではありません。

(委員長) 他の方が応札してこなかった理由についてはどうお考えでしょうか。

(担当課 1) 考えられる理由としましては、機械の製造から設置までかなりの期間、技術者の配置が必要になってくるのですが、設置の際だけではなく製造中についても技術者の配置が要るということで、そういうことも考慮しての応札なのかなと思います。

(委員長) 多くの業者にとって、技術者の配置も考えると困難があり、その困難を受けてまで受注したい程のうま味がなかったということでしょうか。

(担当課 1) はい。あくまで推測にはなりますが。

(委員長) こういう工事の場合、予定価格はどのようにして決められるのですか。見積りを基にした部分と積算の部分とあるのでしょうか。

(担当課 1) この工事の設計では機器費や、それとは別に間接工事費や現場管理費などの諸経費があり、それらを足して工事価格としています。本工事の機器費につきましては、先ほど話した通り8 者に見積依頼をして7 者回答がございましたので、その中から異常値を除いた最低値を採用しています。

(委員長) 見積依頼に対して7 者提出をされているわけですが、機器について誰かが調達しようとする、これぐらいかかりますよという金額が出てきているわけですね。

(担当課 1) はい、そうなります。

(委員長) 分かりました。私からは以上です。

(委員 1) 質問させていただきます。これは事務局での回答になるかも知れませんが、当初は持参での入札を予定していたところ、緊急事態宣言の発出を受けて郵送での入札に変更したということで、この変更の連絡はどのような形で通知されたのでしょうか。

(事務局 1) 変更したのが入札参加申込を締め切った後でしたので、入札参加者はこの1 者だけだと決まっていたので、そこで、この1 者に変更した旨をファックスで通知するとともに、ホームページの設計図書に掲載しているページにも、入札方法の変更について掲載いたしました。

(委員 1) 事前に「郵送での入札です」として募集していたら、もう少し参加があっ

た可能性はないでしょうか。入札参加申込締切の段階では持参を前提としていて、コロナ禍の中それであれば無理だと判断した業者があったかも知れません。緊急事態宣言が出るかどうか分からない中、判断のタイミングが難しいですが、その辺りが影響した可能性もあると思いました。

(事務局 1) 参加申込の間に感染者数が増えていく状況だったのでそうした可能性もあったのかも知れませんが、公告後に入札方法に関する質問もなかったので、どれだけ影響したのかというのは検討していませんでした。

(委員 1) 案件としては何者が参加があってもおかしくないと思うんですよ。もともと持参でしていたというのはどのような趣旨があったのでしょうか。

(事務局 1) 郵送ですと行き違いも考えられますので、そうした事故をなくすためにも、市外業者を対象とした一般競争入札の場合は持参のみとしていました。

(委員 1) コロナ禍がいつ収まるかもわからない状況ですので、当初から「郵送での入札」というのは制度上可能でしょうか。

(事務局 1) 可能です。

(委員 1) コロナ禍がなかなか収まらない中、その方がいいかなと思います。それが原因であるとハッキリしているわけではありませんが、島外業者であれば南あわじ市まで持参する、というのに抵抗があるかもしれませんので、当初からの郵送入札も検討してはいかがでしょうか。

(事務局 3) まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の状況を見ながらではありますが、現段階でも当初から郵送入札で執行した案件もあります。ただし、郵送入札にした時のデメリットとして、1 回目の開札が予定価格に達しなかった時に、2 回目をその場ですぐにできないというものがあります。2 回目の入札書を再度郵送してもらう期間の考慮も必要になってくるので、状況を見て併用しながら対応していこうと考えています。

(委員 1) 郵送プラス Web とか、そうした方法も今後検討の対象になっていくのかなと思います。私からは以上です。

(委員 2) 質問させていただきます。この入札の参加者が 1 者であった理由の一つに、工期の問題があったのではと思います。本件は設計図書を見るとかなりの規模の工事だと拝察します。本日も経路途中にあり見てきたのですが、かなり大きな工場のようなようでした。周りは田んぼが多いですが、この場所は田んぼを改良・整地した所なのではないでしょうか。

(担当課 1) そうですね。田んぼを購入し、浄化センターを建設しています。浄化セン

2 災第 242-1・2・7 号 農地災害復旧工事（農地整備課）

ターは流入量が増えない限り特に手を入れることもないのですが、平成 22 年の稼働から 10 年以上経過し、汚水量が増えてきたのもあって、脱水機を設置することとなりました。

(委員 2) 今のところに旧施設があって、それを一旦取り壊して新しい施設を建設しているのですか。

(担当課 1) いいえ、建物については平成 22 年から稼働しているもののままで、今回その中の設備として脱水機を設置するという工事になります。

(委員 2) そういことですか。分かりました。本工事は、契約日から考えて工期が 2 ヶ月程度でしたが、建屋等を触ることがなければこの工期でも問題ないということでしょうか。

(担当課 1) 実際には 2 ヶ月では無理な内容となり、設計図書に議会の承認や国の繰越承認が得られた時には、12 月末まで工期延伸が可能である旨を明記させていただいています。

(事務局 1) 今回配布しています抜粋版の資料には、その旨の記載部分が付いておりませんでした。公告時の資料には今の文言が入っております。

(委員 2) 12 月末というのは、令和 3 年の 12 月末まで延伸が可能ということですか。

(担当課 1) はい、その通りです。その旨を特記仕様書に記載しております。ですので、工期が厳しいため参加しなかった、ということはないと思います。

(委員 2) それでは、その機械はまだ稼働されてないということですか。

(担当課 1) 最近現場事務所ができたところで、これからの工事になります。

(委員 2) 分かりました。私からは以上です。

(委員長) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

4. 2 災第 242-1・2・7 号 農地災害復旧工事（農地整備課）

5. 2 災第 242-14・15 号 農地災害復旧工事（農地整備課）

○事務局より 2 件一括して入札及び契約状況の報告

(委員長) 私は工事の中身を詳細に理解できるわけではないのですが、ともに災害復旧工事ということで、同種の工事だろうと推察します。落札の状況を見た時、辞退者が多いというのは発注の時期とか工期との関係でこれらの案件に限ったものではないですが、No.4 の案件は比較的リーズナブルな落札率となっています。一方、No.5 の案件では落札率 100%になっております。案件が違うのでたまたまということもあるとは思いますが、どうい

ころが業者から見て違うのでしょうか。

(担当課 1) 現場の状況を担当の方からそれぞれ説明させていただきます。その後、農地災害復旧工事全体の契約についてまとめた資料がありますので、それについて説明させていただきます。No.4 からお願いします。

(担当課 2) では、No.4 の現場状況について説明します。こちらは、田んぼの法面が豪雨によって崩壊して、水を溜めることができないぐらいに畦が崩れてしまっているという状況でした。復旧方法としては、ブロック積をしてその上に土羽を立てて、元通り水稲できるような形で復旧するというものになります。規模的には大小ありますが、内容としては全ての箇所ではほぼ同じような工事になっております。

(担当課 3) 次に No.5 ですが、こちら No.4 と同じように、田んぼの畦畔等が豪雨により被災している状況でした。それを復旧するにあたって、コンクリート擁壁とコンクリートブロック積で復旧する、という工事になっております。

(担当課 1) 次に、それぞれの工事の位置図を見比べてみたいと思います。資料の中に、管内図で位置を示しているのをご覧ください。概要説明でもあったように、2ヶ所または3ヶ所の現場を一つの工事とするような発注の仕方しておりますが、その個別の現場状況はもちろん違いもありますし、近隣とはいつつ多少距離もあったりする中で、複数ある現場をどう動かしていくか、というところで、業者ごとに考え方が違っているのかなと思います。積算する上では現場ごとに積算して、それを最後に足して一つの工事として発注しているのですが、複数ある現場をどう動かすか、というところはなかなか設計書にあらわれないので、その辺りの考え方で金額は変わってくるのではと考えます。追加でお配りした資料をご覧ください。これは市の決算資料から引用した、令和2年度の農災契約の一覧になっております。この一覧からも、現場ごとに落札率の差が出ているのが分かります。

(委員長) ありがとうございます。こうやってまとめていただくと、案件ごとに様々なんだなと感じ、説得力があると思います。市民感覚からすれば、落札率100%というのはなかなかそんな偶然はないだろう、と思うため情報管理に疑問を持つ人もいるかも知れません。ただ、開札の状況を見ると、第1回入札が不落で2回目に少し下げたら予定金額とちょうど合った、というように見えます。当初はそこまでの事情を把握していなかったため、落札率100%にだけ目が行っていろいろ聞かせていただいたところです。ありがと

うございます。予定価格については業者もある程度想定できるのですが、それでも不落になるほど高めになる案件もあるというのは、先ほど言われたように、複数の場所にまたがっていて効率が悪くなるというのがあるのかも知れません。そこが設計金額に反映ができてないのであれば、業者としては現実に費用としてかかるものもあるでしょうから、そこをなんとかできると思います。私からは以上です。

(委員 1) それでは私の方から。事案ごとに落札率が変わるというのは当然出てくることではありますが、100%という数字はやはり気になる数字ではあります。こういった時に、情報が漏れてるかどうかというのはなかなか難しい判断ではありますが、例えば業者ごとに表を作っていくというのは一つの見方ではあるかもしれません。もし漏洩ということがあった場合には、特定の業者・特定の人ということになるので、落札率 100%になっている業者をピックアップしてみるという見方もあると思われます。

(担当課 1) 積算の話でいくと、特に近年は業者の方もよく勉強しており、何より情報開示請求で過去の設計書を参考にしたりしています。なおかつ積算基準・単価も公表されている中で、落札率 100%ぴったりのものもありえるのかなという気はしております。私は 3 月まで別の部署に所属していたんですが、そちらでも見積価格が使われていないような一般土木工事となると、基準も単価も公表されており積算だけの話になってきますので、設計金額を類推するのは可能だと思います。ただ、特定の業者ごとに見比べたことはなかったもので、おっしゃっていただいたような事後検証も必要なのかなと思います。

(委員 2) 質問させていただきます。No.4 の工事で「ブロック積」とありますが、いわゆる標準的な CB と言われるようなブロック積のことでしょうか。もし基準が決まっているのであれば、材質や規格なども設計書に記載して公表されるのか、それともそこは業者任せにされているのか、というところも併せて教えてください。

(担当課 2) コンクリートブロックの規格についてですが、金抜き設計書中に、この規格を使ってください、裏コン何cmにしてください、基礎の足のところのコンクリートの規格はこうしてください、というのは全て書いております。

(委員 2) コンクリートブロックとおっしゃいましたが、量販店で市販されているような一般的なブロックですか。

- (担当課 2) はい、ごく一般的なブロックです。
- (委員 2) 次に、No.5 の工事にある擁壁というのは、RC 擁壁のことでしょうか。Co 構造物という記載もあります。
- (担当課 3) はい、現場打ちの擁壁になります。
- (委員 2) 現場で型枠にコンクリートを流して、ということですか。
- (担当課 3) はい。その通りです。
- (委員 2) こういうことをお聞きしたのは、ある程度規格が決まっていれば予定価格ピッタリの積算をする業者もいるのかも知れないと思ったからです。実際には予定価格を上回る業者もあれば最低制限価格を下回る業者もあり、かなりの幅があります。その中でピッタリというのはやはり違和感を感じます。委員 1 と重複するのですが、予定価格と同額で入札してきた業者を記録して、事後的に何かしらのチェックを働かせるような方法をとられていくべきと思います。それともう 1 点、追加でいただいた資料を見ましたら、「変更契約の有無」という項目があります。変更契約が「有」というのは、何かしら予期せぬ追加の工事が発生したとか、工期の変更等があったと思います。工事内容を追加するケースでは追加コストが発生することになり、その際に利益を求める業者と、コストを抑えたい発注者で利益相反することになりますが、その辺りの交渉はどうされているのでしょうか。というのも、変更契約で追加工事となると、それは当委員会の調査をすり抜けてしまう工事になります。当初の入札に関しては当委員会のチェックが入るのですが、追加工事に関してはチェックが働きません。どのように金額の調整、交渉をしているのか具体的に教えていただけますか。
- (担当課 1) 追加資料に記載しているのは令和 2 年度の災害復旧工事ですが、入札は 12 月から 2 月あたりと年度の後半になってます。資料中には「繰越の有無」という項目がありますが、この資料は令和 2 年度末時点の状況ですので、「無」の場合は年度内に終了していることを指し、「有」の場合は繰越していることを指します。「変更契約の有無」という項目は変更契約があったかどうかを指しますが、繰越があった案件については漏れなく工期の変更ということで変更契約していることになり、変更契約が「有」になっている中で金額の変更があったのは 2 件ほどでした。設計の段階では分からなかった支障物が埋まっておりそれを撤去する費用で増額した、といった案件などです。災害復旧工事ということで、国庫補助も利用しながらの事業と

令和2年度 産業廃棄物最終処分場施設維持造成工事（環境課）

なるのですが、国庫補助事業では金額変更があったとしても、そこまで極端な変更はできません。なお、当初見えない部分にあった分の追加工事については、財政的には市の単独費で対応することになっており、変更というより追加で随意契約をお願いすることになります。もちろん、その際は市の随意契約の基準に則って、手順を踏んで実施しております。

(委員 2) 基本的に、追加の分に関しては随意契約の制度に則って処理されているということですね。

(担当課 1) そうですね。

(委員 2) 理解できました。私からは以上です。

(委員長) 工事を進めていって色々な情報が出てくる中で、変更契約で金額が増えるというのがあるのは分かりますが、どれくらい増えることが多いんですか。あまり大きく工事費が増えるというのは、当初の想定が甘かったということになってしまうので、そうそうないことだとは思いますが。

(担当課 1) 国庫補助事業としての考え方は、当初の金額から3割以上増えますと、県を通じて国と協議が必要になってきます。それが目安というわけではありませんが、市としては原型復旧を原則としているため、3割以内であれば過大復旧にはならないだろうということで、調整したりはしています。

(委員長) 分かりました。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

6. 令和2年度 産業廃棄物最終処分場施設維持造成工事（環境課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) まず9者のうち6者辞退ということで、辞退者が多くなっています。この点については他の案件でも同様の問題が見られ、タイミング的にどうしても起きてしまうのかも知れませんが、辞退者が多いと実質的な競争の余地が少なくなるのは気になります。どのような理由で辞退されているか伺いたいと思います。

(事務局 1) 本件に関する辞退理由は、「手持ちの工事が多い」という業者が3者、「技術者・作業員等の確保が困難」という業者が2者、「指定された契約期間内に完成することが困難」という業者が1者となっております。

(委員長) 業者さんからすると、余力のない状態だから辞退する、ということですね。これは発注のタイミング上仕方ないところもあって、これまでもさんざん

言われていることだと思います。ただそうはいつでも、なるべく計画的にタイミング良く発注ができれば、実質的な競争の幅が広がって良いなと思います。次に、3者が札を入れており、そのうち2者が最低制限価格と同額でくじになっており、少し違和感があります。予定価格、あるいは最低制限価格の計算の仕方が公表されていたり、価格についても事後公表されているんですね。

(事務局 1)

その通りです。

(委員長)

ということは、研究すれば最低制限価格を推察することも可能なんだろうとは思いますが、ピッタリで2者も入れてこられると違和感があります。その辺りどのようにお考えでしょうか。

(担当課 1)

内容としては基本的に一般的な土木工事の工種であり、例えば法面の整形であったりとか、道路舗装、並びに排水路整備などとなっており、別の課の説明でもあったような、一般的に公表されている歩掛等での積算となります。今回の工事に関しては、最終処分場で土砂を受け入れて計画高に達したら整形を行う、ということで毎年に近い頻度で入札を行っており、内容も大きくは変わりません。単価についてはその都度金額が変わりますが、それも公表されているものばかりになるので、情報公開請求等で業者が研究されていれば予定価格の推察ができて、さらに公表されている算定式で最低制限価格を出して入札をする、ということもあるのではと考えられません。

(委員長)

毎年のように同種工事を発注しているということですが、総じて落札率は低いのでしょうか。

(担当課 2)

はい。そうですね。土量の関係で実施しない年度もありますが、実施した時には比較的低くなっております。

(委員長)

競争が機能しているものであれば、その競争の中でも受注するためには、最低制限価格ギリギリが狙えれば受注が可能になってくるので、そこを研究するというのはあると思います。ただ、情報管理という点も市民感覚からは気になる場所ですから、そういう観点でのご配慮もお願いしたいと思います。私は以上です。

(委員 1)

私も委員長と同じ感覚を持っていました。最低制限価格ちょうどというのは確かにありえるとは思いますが、それが2者揃っておりくじになるというのは、その中でも珍しいのではないのでしょうか。もう1者応札している

業者がありますが、逆に高いところ、予定価格あたりをピンポイントで狙っているように見えるので、予定価格について計算し尽くされているのかな、という気はします。

(担当課 1) どのくらい影響あるかわかりませんが、最低制限価格と同額で応札した2者に関しては過去に受注経験もあります。

(委員 1) 過去のデータを見れば、工事内容は違うとしてもほぼピンポイントで推測できるのでしょね。

(担当課 1) そうですね。工種が同じになっているので、近いものが出せると思います。

(委員 1) ましてや受注経験があればなおさら、ということでしょうね。

(担当課 1) そうだと思います。

(委員 1) 分かりました。私からは以上です。

(委員 2) これは事務局での回答になるかも知れませんが、入札金額1万円未満は切り捨てになるんですか。それとも1000円単位で入札することも可能なのでしょうか。

(事務局 1) 入札金額に関してはそういった取り決めは特にありません。

(委員 2) 100円単位でも入札はできるということですか。

(事務局 1) はい、そうです。

(委員 2) 最低制限価格の計算過程というのは、予定価格から入札書比較価格を出して、そこから規定の割合で最低制限価格を出す、となるのでしょうか。今計算すると、81.745...%という数字になるのですが、これで間違いありませんか。

(委員長) 少し複雑な計算をするのではなかったでしょうか。

(事務局 1) 直接工事費にいくら掛ける、諸経費にいくら掛ける、という率が国の基準で定められており、それに基づいて設定しています。

(委員 2) この割合については、小数点10何桁以下でも割り切れない数字になりますが、これは情報公開で業者も把握できる数字なのでしょう。

(事務局 3) 計算過程の話で申し上げますと、先ほど申し上げたように、直接工事費であったり諸経費にそれぞれの一定の乗率を掛けて金額を出します。それらを合算した後、最後に最低制限価格を出す時には1万円未満は切り捨てになるので、市が設定する最低制限価格は1万円単位までしか数字が出ないということになります。一方で、業者の応札額については特に規定はないのですが、「最低制限価格では1万円未満は切り捨てます」というのは公表

下水放流施設建設工事（環境課）

していますので、そこを狙いにいくとどうしてもこうした形になるのかなと思います。

(委員 2) 業者間で 100 円単位・1000 円単位の多少の誤差があったとしても、1 万円未満切り捨てなので、同額になってくる可能性があるということですね。

(事務局 3) 端数処理を切り上げるのか切り捨てるのかは業者ごとの考え方があると思いますが、仮に最低制限価格ピッタリを狙いにいこうとすれば、必ず下 4 桁は 0 になるということです。

(委員 2) ということですか。分かりました。計算過程を知る前は、100 円単位の価格までピッタリ合わせないといけないのであればそれはなかなか合わないだろう、と思っていたのですが、そういうことでしたら合う可能性あるということですね。ただ、別の案件でもあったように、同じ事業者が最低制限価格とピッタリということが何回も続けば不正リスクが高まります。履歴・記録を残して事後的にチェックをする体制は必要だと考えます。私からは以上です。

(委員長) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

7. 下水放流施設建設工事（環境課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) 本件は、参加資格を満たす業者がそもそも少ない、ということがありますが、2 回目では 1 者しか応札していませんでした。その理由として何か考えられることはありますか。

(担当課 2) 事務局からの説明にもありましたように、清掃施設工事で南あわじ市に指名願いが出ているのは全国でも 21 者しか存在せず、なおかつ対象となるし尿処理設備の実績がある業者は、担当課で確認したところ、21 者のうち 5 者だけになります。さらに、ある程度エリアを絞って営業しているように推測しております。先ほど担当課で実績を確認した 5 者のうち、3 者は参加してもらえるのではと推測しておりましたが、既設業者が手を挙げてこなかったというようなことで、1 回目については 2 者になっております。2 者に手を挙げていただきましたが、実際は 1 者辞退というようなことになりました。質疑の段階から、工期に対しての質問とか、公表されている予算規模に対して厳しいものがあるというようなことを示唆する質疑がありました。そうした厳しい点があり、結果的に 1 回目について応札していた

下水放流施設建設工事（環境課）

だけたのは1者のみとなり、2回目についてもその流れのまま1者しか応札していただけなかったのかなと推測しております。

(委員長) 1回目の入札で辞退している業者の辞退理由は、どのようなものでしょうか。

(担当課2) 先ほどそういう質疑があったと言いましたが、予算規模に合わないというのと、あとは工期の問題もあったようです。工期については2回目の入札の際には1回目の時より2ヶ月延長しましたが、それでも厳しいというような見立てをされて参加していただけなかったのかなと思います。

(委員長) 既設の業者が手を挙げてくれなかった点について、ヒアリング等されたのでしょうか。

(担当課2) はい、しました。その業者が言うには、今回南あわじ市が建設しようとしている設備については、プラントメーカーとすればうま味が少ない施設になるということです。というのは、今回採用した処理方式が単純なので、のちのちのメンテナンス費用があまりかからない設備になります。通常、水処理までして河川放流する設備となると、設備としても非常に複雑で、メンテナンスについても費用がかさむと、というようなことがあります。南あわじ市としては、その辺を考慮した上でメンテナンス費用を抑えるためにもこの処理方式を採用したわけですが、そこがプラントメーカーの思惑と合致しなかったようです。

(委員長) 難しいですね。

(委員1) でもこれでよかったんでしょうね。長期的に見た時にメンテナンス費用を下げる意味では。

(担当課2) 担当課としても、いろいろ検討した結果処理方式を決めております。

(委員長) 対応できる業者が少ない分、業者側に余裕があるというか、うま味がないからやめておこう、というのが発生する状況ということですね。

(担当課2) そうですね。そう言いながら、既設の業者なので参加していただけるのではと思っていたんですが、会社の方針と合わなかったようです。

(委員長) 専門的な分野ではありますが、内容を分割して参加の門戸を広げる、といった余地はないのでしょうか。

(担当課2) 我々としても、分割発注できるものについては分割発注しよう、という考え方をするようにしています。しかし、今回清掃施設ということで非常に特殊な分野となり、これを分割しようとしても、せいぜい建屋と中身との

分割ぐらいしかできません。ところが、この中身というのが、それぞれのプラントメーカーで、規格・サイズなど全て違います。分割発注すると、その調整に時間がかかってしまいなかなか工事として前に進まない、という状況になってしまうので、清掃施設として一括発注した上で建築の部分については下請業者が入る、という発注を全国どこでもされているようです。分割発注している事例が全国どこを探してもなかったのが、今回選択肢としては考えていませんでした。

(委員長) どの自治体でもそういう性質のものを発注しているでしょうから、「事例がない」ということは「それが難しい」ということなんでしょうね。

(担当課 2) はい、そうだと思います。

(委員長) 分かりました。私は以上です。

(委員 2) 落札されないと市としても困ると思うのですが、実質 1 者しか落札の意欲を見せていない中、この 1 者が落札できるように予定価格を合わせにいく、ということになっていないでしょうか。設計の内容を変更されたのか、それとも単価等の金額を見直したのかなど、変更過程を教えてくださいませんか。

(担当課 2) はい。こちらは 1 回目の不落の後、設計内容の変更をしています。中身としては工期延長、また工期延長に伴う経費・交通誘導員等の増額をしています。増額の要因として 1 番大きかったのが、プラント機械の設備です。1 回目入札の設計時も当然市場動向を調査した上で設計していましたが、再度市場動向を調査したところ、かなりの開きがあったことが分かりました。主には前処理設備、脱水設備、脱臭設備という今回の設備のメイン部分で市場価格と開きがあり、その部分で 7500 万円程度、市場動向に基づいて上積みしております。

(委員 2) 市場動向というのは、何を参考にされたのでしょうか。

(担当課 2) 設計を受託したコンサル業者を通じまして、設計段階で参考見積りを各プラントメーカーから徴収しております。再度コンサル業者で参考見積りを徴収し直した際に、先ほど言った金額の開きが見えてきたため、その部分について設計変更を行いました。

(委員 2) 今回、2 回目の第 1 回入札で無事落札されましたが、仮に予定価格の範囲内での入札がなかった場合、2 回目の第 2 回入札へ進み、そこでも決まらない場合は 3 回目の入札、となるのでしょうか。

低入札価格調査制度について

- (担当課 2) 担当課としては、市場動向をさらに再度確認したところで、おそらく大きな変化はないだろうと思っていましたので、仮に2回目の入札で不落となった時には一旦立ち止まって練り直す必要もあると考えていました。
- (委員 2) 1回目入札の時は令和4年2月28日が工期ということでしたが、これを厳守しないといけない緊急性の高い工事だったということですか。
- (担当課 2) 一連の事業に関連する工事であったためできるだけ早くこの下水放流施設を完成させて、現在稼動している「し尿処理場」の解体に入りたい、という思惑がありました。それもあり、コンサル業者とも相談しながらですが、1回目はやや絞った工期で発注をしていたため、それが各プラントメーカーにすると少し厳しかったようです。参加していただいた2者とも同じような質疑・意見がありましたので、2回目については2ヶ月の工期延長に踏み切っています。
- (委員 2) 分かりました。私からは以上です。
- (委員長) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

3 その他

1. 低入札価格調査制度について

- (事務局 1) 現在、南あわじ市では、低入札価格調査制度で失格基準価格を導入できないかというようなことを検討しており、本委員会でも参考にご意見等いただいて、今後の検討材料にしていけたらなと考えております。まず、低入札価格の失格基準価格というのが何かというと、お配りした資料にある通り、「低入札のうち、一定金額に満たない入札を失格とする数値的判断基準で、この失格基準に満たない時は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、失格として調査を行わない」というものになります。現在南あわじ市が運用している低入札価格調査制度だと、まず予定価格があってその下に調査基準価格があります。入札金額がこの予定価格と調査基準価格の間であれば落札決定ですが、調査基準価格を下回った場合は落札決定を保留して、その価格で適正な履行ができるかどうか調査して、適否を判断するということになります。先ほど言いました失格基準価格を設定する場合は、まず予定価格があってその下に調査基準価格がある、ということろまでは同じですが、さらにその下に失格基準価格を設定します。調査基準価格と失格基準価格の間に入った入札だけ調査を実施し、失格基

低入札価格調査制度について

準価格を下回った金額については、適正な履行がなされないと決めてしまって調査を実施しないというものになります。これが失格基準価格で、現在南あわじ市はこの失格基準価格がありませんので、調査基準価格を下回ればどれだけ安い金額でも調査をする、という制度になっています。この失格基準価格というのは、低入札価格調査制度の調査基準価格を設定する際には、失格基準価格を積極的に活用することを、国から地方公共団体に求めているものです。このため、低入札価格調査制度を導入している自治体の多くは、この失格基準価格を設定しています。次に、兵庫県内での低入札価格調査制度の導入状況について説明します。県内で低入札価格調査制度のみを導入している団体はなく、低入札価格調査制度と最低制限価格制度を併用している団体が、兵庫県と 15 市 2 町となっています。兵庫県には全部で 41 市町あり、そのうち 17 団体が低入札価格調査制度と最低制限価格制度を併用していることとなります。低入札価格調査制度を導入しているが失格基準価格を導入していないのは、当市を含めて 3 団体となります。ただし、3 団体のうち 1 団体は、低入札価格調査制度を設けていますが実際には運用はしておらず、最低制限価格制度のみの運用となっているようでした。次に、失格基準価格をどのように設定するのかという点について説明します。まず調査基準価格については、国から計算式が示されており、直接工事費に対していくら、共通仮設費に対していくら、というように決められた率を掛けて金額を出します。失格基準価格については、国が導入していないのもあり、基準は明確に示されておりません。そのため、失格基準価格を導入している自治体については、独自で算定式を設定している状況です。兵庫県はどうしているかというと、最低制限価格を算出する際に直接工事費や諸経費に掛ける率から、若干下げた掛率を使って失格基準価格を算定する、という方法をとってしまして、神戸市や洲本市もそれに準ずる形で失格基準価格の算定式を設定しているようです。このような失格基準価格の導入について、現在南あわじ市では検討を行っているところです。参考にご意見等お聞かせいただければ、今後の検討材料にさせていただきたいと思います。

(委員 1) 今の南あわじ市の制度では、調査基準価格を下回った場合、下の額の業者から全部調査していかないといけないんですよ。極端に安い金額であっても調査しないといけないとなると、やはり煩雑ではないかと思います。

低入札価格調査制度について

そこで、金額で割り切って調査せずに失格としていい、とできるのは私はありだと思います。ただ、その金額の設定をいくらにするのか、兵庫県や神戸市、洲本市等の設定が果たして妥当なのかどうかというのは、検討してみなければいけないでしょうが。県等がこの率を採用するに至った根拠はあるのでしょうか。

(事務局 1) そこは分かっていません。

(委員 2) この制度が始まって2年ほどでしょうか。

(事務局 3) 平成30年の9月からですので、もうすぐ3年ということになります。

(委員 2) 失格基準価格を設けていなかったために、無駄になった調査はありましたか。

(事務局 3) これまで全部で14件の低入札価格調査制度対象案件がありました。今年度は3件対象案件があったんですが、3件全て調査になっています。特に調査の多い年になったのもあって、議会でも例えば下請けがやたら叩かれてるんじゃないかと、本当に履行可能なのかというようなご意見を伺うこともありました。過去の実績としては、工事の特殊性もあるのですが、予定価格の67%ほどで入札されたものもありました。6割から7割での入札も実際あるわけですが、失格基準価格を設けた場合は失格になる入札であったと思います。

(委員 2) 今までの実績で67%が一番低いのだとしたら、調査した結果、履行可能と判断された案件は、70%~80%の範囲で発注できているということですか。

(事務局 3) これまでに調査した結果でいうと、例えば施工場所が事務所からすぐ近くであったとか、特殊な工事が必要な技術を持っている業者が限られるがその業者との信頼関係によって金額を下げることもできた、とかで落札率が低かったものはありますが、大体はそのくらいであったと思います。

(委員 1) 落札率67%であった工事は特に問題はなかったのでしょうか。

(事務局 3) 平成30年度に施工したもので、管を埋める工事でしたが、確か施工場所が直線かつ道路のすぐ横で施工しやすかったというのが理由で、特に問題はなかったと記憶しています。

(委員 1) そうなると、その工事は低入札価格調査制度の成功事例といえますね。

(委員 2) 調査してから失格と判断した事例はありますか。

(事務局 3) それはありません。大体が予定価格の7割より上で、絶対に無理だろうという極端な金額で出てきたものはありませんでした。実際に業者から積算

低入札価格調査制度について

資料を提出いただき確認をすると、履行に対し問題があるようなものはなかったと判断しています。

- (委員 2) 専門家ではないので、履行可能かどうかという判断は難しいですね。
- (事務局 3) そうですね。ただ、設計を外注してる場合は、設計者に資料を見ていただいたりヒアリングにも同席していただいたりして、事務局や担当課で分からない部分をカバーしてもらっています。
- (委員 1) どのように金額を設定するのが非常に難しいですね。67%でもできたというのであれば、基準はそれより下でもいいとなってしまいます。基準を70%にしていたらこの事例では失格になっていたわけですし。私は制度としてはいいと思うんですが、基準価格をどのラインにするかというのが悩ましいと思います。
- (事務局 1) 国の方は、積極的に失格基準価格を導入することと併せて、調査基準価格と失格基準額との差を狭くするよう、地方公共団体に求めています。
- (委員 1) 狭くしなさいと言われてるんですね。
- (委員 2) 国民所得を上げようという、政策的な意図もあると思います。
- (委員長) 競争に対応して経営効率を上げていけるという業界ではないので、競争していけばいくほど業界が先細りになるような実態もあり、振興的な政策判断でそういうことを言われているかとは思うんですね。
- (委員 1) 国の求める通りに従う必要もないとは思いますが。
- (委員長) 先細りということも言いましたが、現実に建設業で多くの人が職を得てちゃんと暮らしているわけなので、そこまでしないといけない理由もないと思います。
- (事務局 3) 仮に失格基準価格を設けるとすると、それを一体どういう基準で設けたのかという説明責任が生じますが、事務局としてもはっきりと言い切れないところもあり難しいです。他の団体を見ても、調査基準価格の何%下に設定というところもあれば、計算式を組んでるところもあり、バラバラな対応になっています。
- (委員 1) 例えば極端な話、予定価格の50%というふうにすれば説明もしやすいかも知れませんが、常識的に考えて、50%下回るようであれば履行不可能であると判断してもいいと思います。資料の中に基準価格の上限・下限とありますが、兵庫県はこの下限の75%にしているということなんですかね。

低入札価格調査制度について

- (事務局 1) これは調査基準価格の範囲になります。
- (委員 1) 計算をしてみると、大体 75%から 92%の間に収まるということでしょうか。
- (事務局 2) 計算してみた結果この範囲を外れたらそこに調整する、という数字だと思われま。
- (委員 1) なるほど。
- (委員 2) 失格基準価格はまた違うのですね。
- (事務局 3) これは調査基準価格の設定範囲なので、例えば調査基準価格を計算して 75%になったとすれば、失格基準価格はその下になります。ただ、直接工事費や共通仮設費は工事の工種によっても全然違うので、この式で計算したら大体このくらいになります、というものはないのかなと思います。
- (委員 1) 兵庫県だと、調査基準価格の計算では直接工事費への掛け率を 0.97 にしているところを、失格基準価格では 0.9 にするということですか。すごく小さな下げ幅ですね。
- (事務局 3) そうですね。ただ、工事は基本的には直接工事がほとんどを占めるので、一番大きな額に対しての掛け率で 7%の差が生じていることにはなります。
- (委員 1) 県、あるいは神戸市や洲本市に、この設定の根拠を照会することはできるんですか。
- (事務局 1) 洲本市は、兵庫県に準じているということでした。
- (委員 1) そうなると県に聞かないと分からなさそうですね。
- (委員長) これまでの傾向として、低入札価格調査すると履行可能であるというのばかりで、調査したけど駄目だったというのはないんですよね。業者もできることを説明する資料を出してくるのだと思いますし。調査をしたら駄目なケースがあって、その手間暇がかかって効率が悪いという状況ではなく、調べたらちゃんとできるから経費的に安く上がっているというのであれば、制度として問題はないと思われます。政策的に国から求められている、という以外の設定の動機はあるのでしょうか。何か弊害が出ているのですか。
- (事務局 3) 弊害が出ているということはないです。ただ、建設業者からすると、今でも苦しい状況の中で、さらにこういう制度を設けられることで競争が激化するので潰しあいになってしまう、というのは業界全体の意見として言われています。個別の業者の考え方違うかも知れませんが。
- (委員 2) その苦しいという意見というのは、陳情レベルの苦しいなのか、それとも

低入札価格調査制度について

決算書等の根拠を持った苦しいなのか。

(事務局 3) 低入札価格調査の対象になった場合は財務諸表の提出もいただいているのですが、規模の大きな工事に参加するだけあって優良な業者ばかりなので、そこに苦しいというのがあらわれているかどうかは分からないところもあります。意見というのは、建設業の団体でそういうご意見があるのを取りまとめて、代表の方が市に申し出てきています。

(委員 2) 仮に公的資金で工事費を少し底上げしたとして、それが人件費に回るかどうかというのはまた別問題でしょうから、市としても判断が難しいところだとは思いますが。ただ、事業者団体からの申し出をそのまま額面通り受け取るのではなく、一度立ち止まって決算書等の数字ベースで考えてみるべきではと思います。

(委員 1) 対象が 1 億 5000 万以上の工事なので、基本的にはある程度の規模の業者になるでしょうし、そうなるとどのくらい苦しいんだろう、というのはあります。

(事務局 3) 議会でもいただいているご意見としては、元請けはともかく、そこに下請けの業者が入っていくので、結果的に下請けになっているのではないかと。元請けは自社の利益をしっかりと確保した上で下請けに厳しいことを言っている、ということであれば、この制度に欠陥があるんじゃないかというご意見をいただくことはあります。ただ、低入札の調査していく中では、決してそういう下請け叩きがないようにであったり、工期に関してもできる限り週休 2 日を確保してくださいということをヒアリングや資料で確認していったるので、問題ないのかなと我々は思っています。

(委員 1) 下請けに関して下請法があるので、それを守っていないとなると、その時点で問題になるのではないのでしょうか。

(委員長) 建設関係は建設業法の中に下請法と同種の規定があって、建設工事の下請取引は下請法を適用せずに建設業法で規制することになっています。

(委員 1) かといって、この失格基準価格を設けたからといって下請けが守られるかというと、その因果関係もまた確実ではないですね。

(事務局 3) 実際はそうだと思います。そもそも低入札価格調査制度の導入に至った経緯でいうと、本市は少し特殊なところがあります。予定価格であったりとか最低制限価格が漏れてないかという疑義があったため、この制度を導入する時に失格基準を設けず、全てを調査しようという制度の立て付けにな

低入札価格調査制度について

ってるので、そこに失格基準を設けていくのは当初の意図と相反するものになってしまいます。

(委員 1) 失格基準価格を設けたら結局一緒ですよ。

(事務局 3) 失格基準価格を設けてその計算式も公表するとなると、最低制限価格付近で争っていたのが失格基準価格付近で争うようになるだけですので、容易に類推されることは避けようというのが当初の意図でした。その当時からいろいろお話を業界からも要望としていただく中で、これまで対象となる案件数が少なかったのもあり、「対象案件が色々出てきた中で、傾向も掴みながら考えていきましょう」ということを今まで言ってきました。去年までの結果でいうと、土木工事は調査基準価格を下回る案件もいくつかあったんですが、一方で建築工事については全くなかったという状況でした。ただ、今年に入ってから低入札価格調査制度の対象となった案件が3件あり、それが全て建築工事でかつ全て調査基準価格を下回って調査をしています。

(委員 1) 問題は特には生じていないでしょうか。調査の結果失格になったところもないんですね。

(事務局 3) 失格になったところはないです。今年度入ってからの工事なので、まだ現場に着手してなかったり始まっていてもほぼ進捗がなかったりと、何か問題があるかどうか現時点では分からないところもあります。

(委員長) 工事案件が減っているといったことはあるのですか。業者としては工事案件が減っていると、より競争的になるということはあるようですが。

(事務局 3) 年間の入札件数でいうとそんなに変わってはいませんが、工事も規模の大小があるので、大きな工事が立て続けにあるという年も中にはあります。

(委員 1) 私がこの件の最初の方に発言させていただいた趣旨は「無駄な調査を省けるのであれば」というところではありましたが、お話を伺っていると南あわじ市で制度始まってから調査をした中で、失格としたケースはないわけですよ。

(事務局 3) はい、ありません。

(委員 1) そうなると、失格基準を設ける必要がないのかも知れないですね。

(事務局 3) 一定数調査をさせていただいてる中で、最終的には「この工事は履行可能である」という答えにはなっていますが、土木工事で建築工事だと内容にかなり違うところがあります。土木工事だと比較的容易に見比べることが

低入札価格調査制度について

できますが、建築工事はかなり複雑な内容になっていて調査に時間を要するというのはあります。

(委員 1) 今後もっと事例が蓄積されていって、「これは最初から失格にしておくべきだ」という事例や、「調査して OK を出したけど実際にやってみたら不具合が生じた」という事例が積み上がってからもいいのかもしれないですね。

(事務局 3) そうですね。

(委員長) 現時点での設定の必要性というのは、業界からの陳情とか議会の意見等で、一定の線を引くべきじゃないかという声があるということですね。ただ、なぜ必要かというあまり説明できるような理由もないように見えます。

(委員 1) そうですね。無駄を省くだけであれば、50%を失格基準とすればよい気もしますが、そういう話でもなさそうですね。

(事務局 3) 調査の実務的な作業でいうと、基本的には案件 1 件の業者 1 者ごとに、概ね 4 週間という期間を設けています。土木工事であれば比較的工事内容がシンプルなので 4 週間で十分対応できるんですが、建築工事になると、案件によっては設計図書がかなり膨大で大変だ、というのも事実です。

(委員長) 工事で節約できる金額が大きいでしょから、その調査にかかる人件費が見合っていないというわけではないと思います。

(事務局 3) そうですね。

(委員 1) 中には、部材について独自のルートを持って、うちだけはこの部材をもつとごく安くできます、ということもあるかもしれないですね。

(委員長) 調査すると「ちゃんとできます」というのばかりなんですよね。現実それで問題なく責任持ってやると言ってるので、やってもらえばいいとは思いますが。下請けが叩かれて苦労しているというような、現実の弊害が事実として明らかであればそれはそれで考えていく必要があるということでしょう。

(委員 1) 程度によりますが、そこまで市が踏み込むべきなのかというところもありますね。元請けと下請けとの関係性が本当に無茶苦茶になっているということであればありえないことではないでしょうが。一方で安ければ安いほど、その金額でちゃんとできるなら市民に利益が出るというところで、このバランスが非常に難しいと思います。

(事務局 3) そもそも工事価格が大きいので、調査基準価格をさらに下回ることによって、その差額が 1 件で数千万円とかになってきますので、今までの案

低入札価格調査制度について

件を積み重ねると、おそらく数億円の経費削減効果が出ているのではと思います。ある程度実務に手間暇かかっても、それだけの効果が出ているのであればこのままで、という考え方もあると思います。

(委員 1) 委員長のこれまでの経験からすると、元請け下請けの関係はかなり大変な業界なんですか。

(委員長) 建設業法の世界なので、承知しませんが、実態が明確でないというところはあると思います。建設業界で大勢の人が働いているわけだから業界のためによりよくというのもあると思いますが、合理的な行政実務上の理由とか、あるいは予算執行上の不具合がいろいろあってそれを改善するために導入しないといけない、というような理由が特になければ、あとは政策的な市の判断になるのではないかと思います。

(委員 1) 今のところデメリットがないのであれば、導入する必要はないのでしょうか。いろいろやってみる中で実績を蓄積していったら、これは問題がある、というケースが出てから検討してもいいのかもしれない。

(事務局 3) 業界の方は、そもそも低入札価格調査制度を廃止して最低制限価格に戻して欲しいというようなご意見も当然あります。実務上の話で、議会の議決を得ないと契約できない案件の場合、そこから逆算して公告する必要があり、そこに調査の期間も含めるとかなり期間に余裕を持つ必要が出てくることになり、そうした点でのデメリットはどうしてもあります。ただ、規模の大きな工事を適正な価格で履行するという話からすると、経済性とか色々なことを考えると、今の制度でもいいのかと個人的には思います。

(委員長) 調査の事例が増えているということは、業界が競争的な方向へいつているんだと思います。それが続いていくと、やはり色々なしわ寄せや不合理な点が出てくるでしょうから、その時は何か制度上の変更が必要になってくるかも知れません。

(事務局 3) 他方で、どこまで様子を見ればいいのかというのもあります。業者からすると、制度が始まって3年経過して4年目に突入しているが何も変わらないのか、という思いもあるかと。今までの実績や結果については、我々としてもデータの蓄積をしていく必要があると思います。確かに、今の時点では実際に工事をしてみて何か大きな問題があったようなことは聞いてはいないので、もう少し様子見でも良いのかも知れないです。

(委員 1) 法律の世界を例にすると、法改正は沢山ありますが、立法事実がないのに

次回開催について

改正するとか新たに法律作るとかした場合、後で問題が生じることがよくあります。その考え方からすると、事例を集めて「こういう不具合が出てきているから制度を変更しましょう」と言えた方が市としても良いのではないのでしょうか。

(委員 2) 現在県内の地方自治体の中で、失格基準価格を設定していないのが南あわじ市含めて2団体しかないというのは、事業者からすると疑問や不平を感じることはあると思います。何か理由がないと、その疑問や不平を抑え続けるのは難しいのではないのでしょうか。「苦しい」という裏付けがあれば、品質の確保という意味では、失格基準価格があってもいいのかもしれませんが。ただし、裏付けとなる決算書は、税制優遇上の即時償却や退職金などの一時コストを除いた実質利益で判断すべきです。また、品質の確保という点で、一般住宅を例にとると、ローコストメーカーと大手ハウスメーカーでは建築単価が倍近く違います。構造計算上はどちらも基準をクリアしていますが、地震・災害時の耐性に差がでるとい実証データもあります。特に行政の施設であれば、高度な品質や安全性を確保する必要があるため、最低品質保証という意味で、失格基準価格は意味があると思います。

(委員長) 低価格がゆえに手抜きがあったということが露呈すればそれは問題だと思えますが、それはその案件の問題であって、制度の問題とはまた分けて考えないといけないかも知れません。

(委員 1) 制度によってそれが生じたのであれば制度の問題ですが、低価格でできる理由が手抜きによる、といったものではおそらくないと思います。

(委員長) 難しいですね。ただ、我々はこの件で諮問されたというわけではないので、単純に意見・感想をお話したということでもいいんですよ。

(事務局 3) もちろんそれで結構です。ここでの話を持って決めていこうというわけではなくて、どうしても内部で協議をしていくと閉鎖的なところで考えてしまうので、幅広いご意見をいただければと思って本日話をさせていただきました。ありがとうございました。

2. 次回開催について

(事務局 3) 今後の会についてですが、緊急事態宣言が今後拡大することも予想されません。

(委員長) 私が他で同じような入札監視委員会に携わらせていただいているところで

次回開催について

は、書類会議方式を採用しており、メールで資料送付や意見出しをしています。委員が質問・意見をメールで送り、担当者が回答を記載して返すというやり方をして、もう1年以上のところもあります。

(委員 1) ウェブ会議等はされていないでしょうか。

(委員長) それはしていませんね。完全にメールでのやりとりのみです。

(委員 1) 法律の世界も、裁判所までウェブ会議でしているケースもあります。

(委員長) 最初は若干抵抗があるみたいですが、始めてみたら現実に移動しなくて済みますしね。

(委員 1) あとはセキュリティの問題だけでしょうか。

(委員長) そこが、個人の家庭でやるとしたら少し怖いなっているのがありますね。

(事務局 3) 今までの流れでいくと大体年に3回開催させていただいたので、11月頃に次回開催とさせていただけたらなと思います。もちろんこの先新型コロナウイルスの状況がどうなるのか予断を許さないのも確かなので、様子を見ながら今回のような対面がいいのか、ご提案いただいたような形がいいのかを検討したいと思います。この時期は避けて欲しいなどあれば予めお伺いしたいと思います。

(委員一同) 特にありません。

(事務局 3) 分かりました。詳細な日程はまた調整させていただきます。それでは以上をもちまして、令和3年度第1回南あわじ市入札監視委員会を閉じさせていただきます。長時間ありがとうございました。

配布資料

- ① 入札契約方式別発注件数 総括表(R3.1.1～R3.3.31)
- ② 入札執行状況(R3.1.1～R3.3.31)
- ③ 随意契約一覧表(R3.1.1～R3.3.31)
- ④ 令和3年度 第1回入札監視委員会抽出案件資料